

第6章 準備書についての意見及びそれに対する事業者の見解

第1節 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及びそれに対する事業者の見解

環境影響評価法第16条に基づき、環境影響評価準備書を平成24年11月15日から平成24年12月14日まで縦覧に供し、環境影響評価法例第18条第1項に基づき、平成24年11月15日から平成24年12月28日までに準備書について環境の保全の見地からの意見を募集したが、提出された意見はなかった。

第2節 知事意見及びそれに対する事業者の見解

環境影響評価法第20条第1項に基づき、準備書について述べられた北海道知事の意見はなかった。環境影響評価法第20条第4項に規定する環境保全の見地から示された札幌市長の意見とこれらに対する事業者の見解は、表4-2-1に示すとおりである。

表6-2-1 準備書についての札幌市長意見及びそれに対する事業者の見解(1/2)

札幌市長の意見			事業者の見解		
1	騒音 について		<p>道路交通騒音に関して、現地調査を行った中沼町66番地(調査地点No.2)において、現況騒音レベルが参考とする基準に適合していない。</p> <p>このため、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行に係る騒音、並びに廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行に係る騒音について、当該地点における本事業による影響、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p>	<p>中沼町66番地において、左記要因に係る騒音を予測し、現況より悪化しないことを目標として評価しました。後者の要因に対しては、環境保全措置を検討しました。</p> <p>(第9章第2節参照)</p>	
2	動物 について	(1) 鳥類 (希少猛禽類) について	<p>ア 事業実施区域内にオオタカの営巣が確認され、また、事業実施区域周辺においてチュウヒの繁殖行動が確認されていることから、当該猛禽類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある工事に着手する前には、事業実施区域及びその周辺において生息状況の調査を行うこと。</p> <p>イ 生息状況の調査は、継続的な把握が必要と考えられることから、当該猛禽類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある工事着手の3年以上前から行うこと。</p> <p>ウ 調査結果に応じて、営巣場所を回避するための施設設計も含め、必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>環境保全措置として、事業着手前の3年間に、オオタカ及びチュウヒの繁殖状況、オオタカが利用可能な古巣及び営巣可能林の分布状況を把握する「現況把握調査」を実施することとしました。</p> <p>事業着手後の環境保全措置は、この現況把握調査の結果をもとに、より効果的な保全措置を検討することとしました。</p> <p>(第9章第8節参照)</p>	
		(2) 魚類 について	ア 代償池の候補地の選定にあたっては、候補地の既存の生態系に配慮し、必要な調査を行うこと。		<p>平成25年度に代償池の候補地の選定のための現地調査を実施しました。</p> <p>事業着手の3年前に代償池を造成し、環境整備後に仮移植を行います。仮移植後はモニタリング調査を実施し、その結果をもとに、事業着手直前に本移植を行うこととしました。</p> <p>(第9章第8節参照)</p>
			イ 代償池の環境整備においては、移植対象種の採餌環境や植生など生態系全体を考慮して整備すること。		
	ウ 代償池の環境整備には時間を要すると考えられることから、速やかに代償池の候補地の選定及び環境整備に着手すること。				
	エ 移植は、試験的、段階的に行い、その結果に応じて慎重に実施すること。				
	(3) 昆虫類 について	ア クビボソコガシラミズムシ、キベリクロヒメゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、ガムシ、ハイイロボクトウ、スゲドクガの6種は新たに環境省のレッドデータブックに掲載され、また、ヒザグロナキイナゴは北海道南西部での生息は稀であることから、これらの種の予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。	<p>左記6種とヒザグロナキイナゴ及びコオイムシを対象に、平成25年度に現地調査を実施しました。</p> <p>これらの種それぞれに対して、予測、評価を行い、事業の実施により影響が及ぼされる可能性があると考えられたものについては、環境保全措置を検討しました。</p> <p>(第9章第8節参照)</p>		
		イ 事業実施区域及びその周辺において、レッドデータブックに掲載されているコオイムシが生息している可能性が高いことから、確認のための調査及び予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。			

表 6-2-1 準備書についての札幌市長意見及びそれに対する事業者の見解(2/2)

札幌市長の意見			事業者の見解	
3	植物 について	ア	フクジュソウ、ミクリ、エゾオオヤマハコベの移植にあたっては、それぞれの種の生育環境に応じて適切な候補地を選定すること。	平成 22 年度に移植先の候補地の選定のための現地調査を実施しました。また、ミクリの移植先は、水生動物と同所とし、平成 25 年度に代償池の候補地の選定のための現地調査を実施しました。 事業着手の3年前に仮移植を行います。仮移植後はモニタリング調査を実施し、その結果をもとに、事業着手直前に本移植を行うこととしました。 (第9章第9節参照)
		イ	移植方法については、それぞれの種の特徴を考慮した手法(株の移植、播種等)により試験的、段階的に行い、その結果に応じて慎重に実施すること。	
4	生態系 について	ア	「地域を特徴づける生態系における注目種・群落」の選定において、典型性の観点から、乾性草地にあつてはチョウ類及びトノサマバッタを、水域にあつてはトンボ(ヤゴ)、ゲンゴロウ及びガムシを選定することが適切であることから、これらの種に係る予測、評価を追加すること。	乾性草地の典型性の昆虫類としてトノサマバッタとモンキチョウを、乾性草地、湿性草地及び水域の典型性の昆虫類としてルリイトンボを抽出しました。 また、各種について予測、評価を行いました。 (第9章第10節参照)
		イ	上記の評価結果より、必要に応じて環境保全措置を検討すること。	
5	景観 について	ア	近隣住民の視点に配慮し、事業実施区域近傍にある道道 112 号線上等などから適切な地点を近景眺望点に選定すること。	近景眺望点として、No. 10(道道112号札幌当別線)と No. 11(道道128号札幌北広島環状線)を追加しました。 また、各地点について予測、評価を行いました。 (第9章第11節参照)
		イ	選定視点における予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。	
6	事後調査及び環境保全措置の検討 について	ア	事後調査の詳細の決定及び環境保全措置を検討する場合には、専門家等の助言を受け、より効果的な事後調査及び環境保全措置の実施に努めること。	事後調査の詳細の決定及び環境保全措置の検討においては、専門家等の助言を得ることにより、客観的かつ科学的に決定することとしました。 環境影響が著しいことが明らかとなった場合は、事業者が関係機関と協議し、必要に応じて有識者等の指導、助言を得て追加調査の実施等、適切な措置を講ずることとしました。 事後調査結果の公表の方法については、環境影響評価法等に準拠した報告書にまとめ、公表します。 (第9、10章参照)
		イ	事後調査計画の記載にあたっては、調査項目、調査手法、調査地域、調査期間、事後調査の結果、環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応等及び事後調査結果の公表の方法(時期、手法等)を調査項目ごとに具体的に記載すること。	
		ウ	事後調査においては、移植状況の定量的な把握に努めること。	